

超小型モビリティの安全対策について

1. 背景

- 超小型モビリティについては、軽自動車より小さく、原動機付自転車（二輪）より大きいという特徴を有する車両であり、これまで数多く導入されているところである。
- 今後の更なる普及促進のための検討が「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」で行われ、今般とりまとめがされたと聞いている。（「使用局面ごとに適した車両の安全対策のあり方について、車両安全対策検討会等において、引き続き検討することが適切である」とされている。）
- このような状況を踏まえ、超小型モビリティの安全対策についても検討を行うことが必要となっている。
- なお、国内では公道を走行するカートの安全対策や国際の場においても、L7 カテゴリー（UN R.E.3）に対する衝突基準の導入が提起されるなど、小さな車のカテゴリーの安全対策の検討が行われている。

2. 今後の方向性（案）

- 超小型モビリティの安全対策について、本検討会の下にワーキンググループを設置し、対策の検討を進める。

（ワーキンググループメンバー）

委 員：有識者、日本自動車工業会、（日本自動車輸入組合）他

事務局：国土交通省